

低所得の方が施設サービスを利用するときの負担軽減制度について

(令和6年8月分～)



低所得の方の施設サービス利用が困難にならないように、申請により食費と居住費の一定額以上が介護保険から給付される制度があります。所得に応じた負担限度額までを利用者が負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、受給者本人については非課税の年金（遺族年金、障害年金等）も所得に算定されます。また、配偶者の所得がある方や一定額以上の資産（預貯金等）をお持ちの方などにはご自身でご負担いただくよう、基準が見直されています。

判定基準項目

- (1) 本人及び同一世帯の方の前年の所得（世帯全員が**住民税非課税**であること）
※本人所得には**非課税の年金収入（遺族年金、障害年金等）**も含み算定されます。
- (2) 配偶者（別世帯の場合も含む）の住民税課税状況（配偶者も**住民税非課税**であること）
- (3) 預貯金等合計額が規定の額以下であること

①所得等が80万円以下の場合

（単身者 650万円以下・配偶者がいる場合は**両者で1,650万円以下**）

②所得等が80万円超～120万円以下の場合

（単身者 550万円以下・配偶者がいる場合は**両者で1,550万円以下**）

③所得等が120万円を超える場合

（単身者 500万円以下・配偶者がいる場合は**両者で1,500万円以下**）

第2号被保険者（40歳～64歳）の場合、上記にかかわらず単身者1,000万円（配偶者がいる場合は両者で2,000万円）以下です。

※**預貯金等**：普通預金、定期預金、株式、有価証券、投資信託、
タンス預金等、資産価値の把握がしやすく容易に使用できる資産
（固定資産、車両等、生命保険、貴金属、
家財、骨董品などは含まれません。）

「配偶者」とは、本人の「夫」または「妻」を指します。

配偶者は生活保持義務（扶養者と同じ水準の生活を被扶養者にも保証する義務）があり、その他の親族より重い扶養義務があるためこのような取り決めが行われています。

○提出する書類およびお手続きに必要なもの

介護保険の負担限度額申請をされる場合、提出書類に漏れがないかご確認をお願いします。
申請書・同意書は川西町福祉介護課窓口に準備しております。

1 申請書

- 記載すべき欄をすべて記載してください。（特に配偶者様がお健在の場合、「配偶者に関する事項」の欄を必ず記載してください。）

2 同意書

- 申請の際必ず添付する必要がありますのでご理解いただいた上記載・提出ください。

3 本人及び配偶者の預貯金等の金額が確認できるものの写し（預金通帳のコピー等）

- 提出物について下記の「対象となる資産の例」をご確認ください。

《資産項目》	《提出物》
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（口座番号がわかるページ及び、申請日の直前から2か月前までの明細がわかるページ） ※紛失時は残高証明書（口座番号等が記載あるもの）でも可 ※預金通帳は必ず直近まで記帳をお願いいたします。
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金	自己申告
負債（借入金・住宅ローン等）	借用証書など

キャッシュカードだけあって通帳が見つからない、本人が手続きできないため通帳を更新できないなど、預金通帳の写しを提出できない理由がある場合はご相談下さい。保険者が残高照会を実施の上認定を受けることが可能です。

※虚偽の申告（故意に資産を隠すなど）により不正にこの減免を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

○**基準費用額**：施設での食費・居住費の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）

●食費：1,445円

●居住費：ユニット型個室 2,066円

ユニット型個室的多床室 1,728円

従来型個室 1,728円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,231円）

多床室 437円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は915円）

○食費・居住費の負担限度額（1日あたり）

申請が認められた場合、「介護保険負担限度額認定証」が発行されます。施設利用の際提示し、減免を受けていただくこととなります。証は忘れず提示してください。

負担限度額認定証の有効期限は、申請月から翌々年の7月31日までです。

（所得状況の変更等により、有効期間の途中で変更手続きが必要となる場合があります。）

ご本人の申告等の内容に基づく合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）により、負担段階の判定が行われます。判定基準とそれぞれの一日あたりの負担限度額は下記のとおりです。

利用者負担段階		預貯金等 上限	食費の負担限度額		居住費の負担限度額			
			施設 サービス	短期 入所 サービス	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室
第1 段階	本人および世帯全員が住民税 非課税で、 老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	単身 650万円 夫婦 1,650万円	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2 段階	本人および世帯全員が住民税 非課税で、 合計所得金額+年金収入額が 80万円以下の方	単身 650万円 夫婦 1,650万円	390円	600円	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3 段階 ①	本人および世帯全員が住民税 非課税で、 合計所得金額+年金収入額が 80万円超~120万円以下の方	単身 550万円 夫婦 1,550万円	650円	1,000円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3 段階 ②	本人および世帯全員が住民税 非課税で、 合計所得金額+年金収入額が 120万円を超える方	単身 500万円 夫婦 1,500万円	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第4 段階 (非 該当)	上記の要件に該当しない方 (「基準費用額」または、利用する施設で 定める費用が適用されます)		1,445円	1,445円	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、()内の金額となります。

○適用される施設等

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、及び短期入所（ショートステイ）

**※認知症グループホームや有料老人ホーム等への入居には
適用されませんのでご注意ください。**